

平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン  
代表者名 代表取締役社長 寺井 和彦  
(JASDAQ 市場 銘柄コード : 4764)  
問合せ先 取締役 星川 征仁  
TEL. 03-5259-5300(代)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 25 日開催の取締役会におきまして、本年 4 月 26 日開催予定の第 20 期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する事を目的とする「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 20 期定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行並びに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 4 月 26 日予定
定款変更の効力発生日	平成 28 年 4 月 26 日予定

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第17条 <u>当社に取締役7名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u></p> <p>削除</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第17条 <u>当社</u>の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 20 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 23 条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(任期) 第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 23 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 当社は、<u>議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 25 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議をもって免除</u>することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 27 条 <u>当会社に監査役 3 名以内を置く。</u></p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>②<u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>同法第 423 条第 1 項の</u>取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議よって免除</u>することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の</u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく <u>損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 27 条 (削除)</p> <p>第 28 条 (削除)</p> <p>第 29 条 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 30 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 32 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 34 条 当社は、会社法に第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議をもって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 30 条 (削除)</p> <p>第 31 条 (削除)</p> <p>第 32 条 (削除)</p> <p>第 33 条 (削除)</p> <p>第 34 条 (削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 35 条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。</p> <p><u>(期末配当及び基準日)</u></p> <p>第 36 条 当社は、毎年1月31日を基準日として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p><u>(中間配当及び基準日)</u></p> <p>第 37 条 当社は、毎年7月31日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 29 条 当社の監査等委員会に関する事項は、<u>法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>第 36 条 (削除)</p> <p>第 37 条 (削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 31 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項について、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 32 条 当社は、<u>期末配当の基準日は毎年1月31日を基準日する。</u></p> <p><u>②当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p><u>③前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>期末配当の基準日は毎年1月31日を基準日する。</u></p> <p><u>②当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p><u>③前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当することができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p>